

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令 案要綱

厚生労働省発職0825第1号

令和3年8月25日

労働政策審議会

会長 清家 篤 殿

厚生労働大臣 田村 憲久



別紙「雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の
意見を求める。

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 雇用保険法施行規則の一部改正

様式第六号(二)、様式第十一号、様式第十一号の二、様式第十一号の三及び様式第三十三号の二の三について、写真欄中「3×2.5」を「3×2.4」に改めること。

第二 その他

- 一 この省令は、令和三年九月二十八日から施行すること。
- 二 この省令の施行の際現に提出され又は交付されているこの省令による改正前の様式により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなすこと。
- 三 その他所要の規定の整備を行うこと。